千労発基 0819 第６号
令和８年８月 19 日

建設業労働災害防止協会
千葉県支部長　殿

千葉労働局長

令和８年８月千葉豪雨による災害の復旧工事における労働災害防止対策の徹底について

平素より労働安全衛生行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和８年８月千葉豪雨により、千葉県内が記録的な大雨に見舞われたところです。この影響で、土砂災害、浸水害等が発生するなど、甚大な被害が生じているところです。

今後、災害復旧工事が本格化することが見込まれますが、災害復旧工事においては、地山に緩みが生じている可能性がある箇所での土砂崩壊災害等が懸念されることから、下記の事項を踏まえた災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底に特段の御配慮を賜りますよう御協力をよろしくお願いいたします。

記

１　土砂崩壊災害防止対策

（１）地山の掘削を伴う工事（河川の堤防の補修等の工事を含む。）の施工に当たっては、大雨の影響により地山に緩みが生じている可能性があることに十分に留意の上、労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）第 355 条に基づき、作業箇所及びその周辺の地山について、形状、地質及び地層の状態、含水及び湧水の状態等をあらかじめ十分に調査すること。

また、今回の豪雨以前から着工している工事についても、必要に応じ、改めて同様の調査を行うこと。

（２）上記（１）の調査結果を踏まえ、作業計画を定め、又は作業計画を変更し、これに基づき作業を行うこと。

（３）掘削の作業に当たっては、安衛則第 358 条に基づき点検者を指名し、作業箇所及びその周辺の地山について、通常の場合よりも頻度を高めて点検を行う

ことにより、地山の異常をできるだけ早期に発見するよう努めること。また、必要に応じ、地山の状況を監視する者を配置すること。

（4）土砂崩壊のおそれがある場合には、安衛則第361条に基づき、あらかじめ、堅固な構造の土止め支保工を設ける等土砂崩壊による災害を防止するための措置を講ずること。また、土止め支保工を設ける等の作業中における災害の防止にも留意すること。

（5）平成27年6月29日付け基安安発0629第2号の別添「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン」に基づき、日常点検、変状時の点検を確実に行うこと。また、斜面の変状の進行を確認した場合は、施工者、発注者等は、安全性検討関係者会議において斜面の状況に対応するためのハード対策等の労働災害防止のための措置を検討すること。

（6）復旧工事のうち、地山の掘削を伴わない工事についても、斜面の近傍で工事を実施する場合には、上記（1）から（5）までに準じ、事前調査及び点検、土砂崩壊のおそれがある場合における措置の徹底を図ること。

（7）車両系建設機械を用いて作業を行う場合における安全確保については、下記2によること。

2　車両系建設機械を用いて作業を行う場合における安全の確保

（1）車両系建設機械を用いて作業を行う場合における安全を確保するために、安衛則第155条に基づき、作業全体の計画を作成し、これに基づく作業を徹底すること。

（2）災害復旧工事においては、特に、車両系建設機械を使用した作業と人力による作業が輻輳して行われることが想定されることから、車両系建設機械を用いて作業を行うときは、安衛則第158条に基づき、立入りを禁止する措置を講ずる、又は誘導者を配置してその者に車両系建設機械を誘導させることにより、車両系建設機械相互又は車両系建設機械と作業員との接触防止を徹底すること。

（3）不安定な作業場所において車両系建設機械を使用して作業を行うこととなるため、安衛則第157条に基づき、運行経路の路肩の崩壊防止、地盤の不同沈下の防止、必要な幅員の保持等により、車両系建設機械の転倒防止対策の徹底を図ること。

（4）車両系建設機械の運転の業務については、技能講習を修了した者等必要な資格を有する者に行わせること。

3　粉じん対策

（1）浸水した家屋等の建築物及び工作物の改修等を行う場合は、事前に石綿含有建材等の使用の有無を調査し、石綿含有建材等が使用されている場合は、飛散防止措置を講じるとともに作業者が石綿粉じんにばく露されないよう対策

を講じること。

（2）石綿粉じんその他の粉じんを吸入することを防止するため、適切な呼吸用保護具を着用すること。

4　熱中症の予防

今後、工事の期間中に残暑となることから、労働者が熱に順化するまでの期間は熱中症予防対策に特に注意を払い、水分及び塩分の適時摂取、休憩場所や休憩時間の設定をするよう労働者に呼び掛けること。

5　その他

工事に伴う作業中に窮迫した危険が生じた場合における緊急連絡体制を確立するとともに、避難の方法等を労働者に十分周知すること。

（添付）関連リーフレット

・資料１　　災害からの復旧工事の安全な施工について
・資料２　　ＳＴＯＰ！熱中症クールワークキャンペーン
・資料３　　解体・改修工事を発注する皆さまへ
・資料４　　復旧・復興工事安全衛生確保支援サイト

災害からの復旧工事の安全な施工について

作業の実施にあたって注意すべき事項

○服装・装備

長袖・長ズボンの作業着、安全靴など底の厚い靴、丈夫な手袋、防じんマスクなど、作業にあたり適切な装備とすること。

○建設機械を使用するときは

地盤が緩んでいるなど不安定な場所で作業を行う場合には、鉄板の敷設などにより車両系建設機械、移動式クレーンなどの転倒防止を図ること。

また、有資格者が運転するほか、運転中は運転者以外の立入を禁止すること。

○高所での作業を行うときは

作業床を設置できない場合は、フルハーネス型墜落制止用器具などを使用すること。

○掘削作業を行うときは

地山、地層の状況を確認し、土止め支保工を使用すること。

○危険箇所への立入禁止

倒れるおそれのある建物などには立入禁止措置を行うこと。

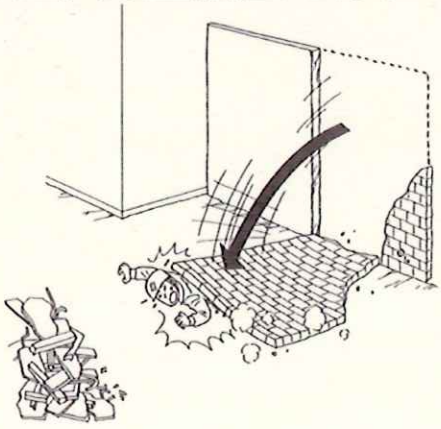

○がれき処理で粉じんが舞う中で作業するときは

粉じんを吸い込まないようにするため、防じんマスクを使用すること。また、粉じんを飛散させないために、原則として、作業を開始する前に建築物などへの散水などにより、湿潤な状態とすること。

(2019.10)

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

クールワークキャンペーン

リスクが高まる作業

「WBGT２８度以上又は気温３１度以上の環境下で連続１時間以上又は１日４時間を超えて実施」が見込まれる作業

基本的な考え方

Cool wor CHIBA

見つける → **判断する** → **対処する**

労働者はお互いの健康状態について留意、異変を感じた際には躊躇することなく周囲の者に申し出る。
ケース：意識障害等の場合

（例）作業員の様子がおかしい…

（例）医療機関への搬送、救急隊要請

（例）救急車が到着するまで
作業着を脱がせ水をかけ全身を冷却

現場の実態に即した具体的な対応

現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、
その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、
熱中症の重篤化を防止するため、
以下の**「体制整備」「手順作成」「関係者への周知」**が事業者に義務付けられています。

「熱中症の自覚症状がある作業者」や「熱中症のおそれがある作業者を見つけた者」がその旨**報告するための体制整備**及び**関係作業者への周知**

熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう
①事業場における**緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等**
②作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等**熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成**及び**関係作業者への周知**

厚生労働省・千葉労働局・各労働基準監督署

（R８.４）

キャンペーン期間　5月～9月　にすべきこと

環境省
熱中症予防情報
サイト

STEP 1

暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握

地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効

STEP 2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

- ☐ **暑さ指数の低減**
  準備期間に検討した設備対策を実施
- ☐ **休憩場所の整備**
  準備期間に検討した休憩場所を設置
- ☐ **服装**
  準備期間に検討した服装を着用
- ☐ **作業時間の短縮**
  作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
- ☐ **プレクーリング**
  作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる
- ☐ **水分・塩分の摂取**
  水分と塩分を定期的に摂取（水分等を携行させる等を考慮）
- ☐ **暑熱順化への対応**
  熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の調整
  ※新規入職者や休み明け作業者は別途注意すること
- ☐ **健康診断結果に基づく対応**
  次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮　①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患 ④腎不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲の皮膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢
- ☐ **日常の健康管理**
  当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
- ☐ **作業中の作業者の健康状態の確認**
  巡視を頻繁に行い声をかける、「バディ」を組ませる等作業者にお互いの健康状態を留意するよう指導
- ☐ **異常時の対応**
  あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底
  少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応
  ※必ず一旦作業を離れ、**全身を濡らして送風する**ことなどにより身体を冷却
  ※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）

重点取組期間　7月-8月　にすべきこと

- ☐ 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- ☐ 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- ☐ 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- ☐ 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- ☐ 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- ☐ 熱中症のおそれがある者を発見したときは、躊躇することなく救急隊を要請

（R8.4）

解体・改修工事を発注する皆さまへ

建築物（個人宅含む）・工作物・船舶の解体工事、リフォーム・修繕などの改修工事に対する石綿対策の規制が強化されます

石綿は平成18年(2006年)9月から輸入、製造、使用などが禁止(罰則あり)されていますが、それより以前に着工した建築物・工作物・船舶は石綿が使用されている可能性が高く、解体工事・改修工事で**飛散した石綿の粉じんを吸い込むと、肺がんや中皮腫を発症**するおそれがあります。適切な対策の実施が必要です。

令和３年４月施行

解体・改修工事を発注する場合、発注者として、施工業者に対し、以下の配慮を行うことが義務となります

- **建築物・工作物・船舶の解体・改修工事の前に施工業者に実施が義務づけられている石綿の有無の調査（事前調査）の結果、石綿が使用されていることが明らかになった場合は、石綿除去等の工事に必要な費用等を含めた以下の発注条件について、施工業者が法令を遵守して工事ができるよう配慮すること**
  - **工事の費用（契約金額）**
  - **工期**
  - **作業の方法**

  【注】石綿除去工事を行う場合は、通常より費用、工期がかかります

- **工事を発注する建築物等の事前調査が適切に行われるよう、石綿の有無についての情報がある場合は、その情報を施工業者に提供するなどの配慮をすること**

- **石綿除去等の工事を行う場合に、施工業者に義務づけられる作業の実施状況についての写真等による記録が適切に行われるよう、写真の撮影を許可する等の配慮をすること**

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare
・都道府県労働局・労働基準監督署

自然災害からの復旧・復興工事安全衛生確保支援事業

自然災害関連工事（復旧・復興、防災・減災など）に携わる建設事業者の皆様へ

無料で閲覧・ダウンロードして今すぐ活用できる資料を提供！

復旧・復興工事安全衛生確保支援サイト

いますぐアクセス

左のバーコードまたは
下記の検索キーワード
にてアクセスしてください

建災防　自然災害　検索

掲載資料の例

外国語版もあります

安全衛生の手引（作業員向け）

自然災害関連工事の特徴を踏まえて、労働災害防止の課題ごとに留意事項をまとめたもの

スピードチェック!!災害事例プラスα

建設現場で発生した災害事例に「プラスα」として災害防止に関する情報を記載したもの

あなたを守る安全衛生ポイント

バックホウ編、墜落・転落災害防止編など様々な作業ごとにポイントをまとめたもの

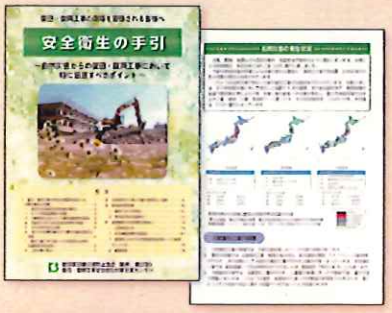

安全衛生の手引（管理監督者向け）

自然災害関連工事の管理者向けに労働災害防止の留意事項をまとめたもの

復旧・復興工事で発生した災害事例集

自然災害関連工事現場で発生した災害事例について、発生状況、原因及び再発防止対策をまとめたもの

別冊安全衛生の手引（熱中症対策編）

熱中症の要因と対応について記載（労働安全衛生規則改正にも対応）

事業詳細は各自然災害関連工事安全衛生支援センターまたは本部復旧・復興工事安全衛生対策支援センターまで

建設業労働災害防止協会（事業部 復旧・復興工事安全衛生対策支援センター）
各自然災害関連工事安全衛生支援センター（建災防各都道府県支部）

事業案内
WEBページ

専門家による**現場パトロール**、**安全衛生教育**などの

いずれも無料

安全衛生活動をお手伝いします!!

自然災害からの復旧・復興工事安全衛生確保支援事業のご案内

1 対象となる事業者

自然災害に関する復旧・復興、防災・減災工事などを施工される建設事業者の皆様

2 事業内容

現場パトロール（現場指導）

安全衛生の専門家によるアドバイス

安全衛生の専門家（安全コンサルタントなど）がチェックシートを用いて現場をパトロールし、より安全な作業方法などをアドバイスします。

指導内容

- 作業状況を把握、安全管理状況の点検
- 作業員の行動や管理の状況などの確認
- 安全衛生管理のアドバイス

※ご要望に応じ、作業員を集めて作業に応じたポイントを短時間（15分程度）で説明する「ワンポイント安全衛生教育」なども実施

安全衛生教育

基礎的教育
（90分程度）
現場経験の浅い方、再教育が必要な方

管理監督者向け教育
（120分程度）
現場の管理監督者的な立場におられる方

安全衛生の専門家が対象となる方の職種や立場に応じて、安全衛生教育を行います。

指導内容

基礎的教育
- 建設現場の基礎知識
- 建設現場の仕事と安全衛生
- 労働災害とその防止対策
- 安全衛生保護具等の取扱い
- 現場の状況等に応じた安全衛生教育　など

管理監督者向け教育
- 統括安全衛生管理とは
- 管理監督者等の役割と職務
- 事業者責任
- PDCAサイクル
- リスクアセスメント　など

3 実施方法など

❶**実施方法**……訪問により実施します。安全衛生教育を希望する際、事業場、現場等に会場がない場合は、ご相談ください。

❷**その他**……ご要望に応じて「**事業実施証明書**」を発行いたします。安全衛生情報の提供なども行います。

4 お申込み方法

「現場指導・安全衛生教育等申込書」を各支部支援センターにFAXいただくか、お電話でお申し込みください。

お申込み方法の詳細はこちら!

各支部へのご連絡先はこちら!